



無形文化遺産の法的保護の課題 — 先住民族文化を中心に —
(筑波大学大学院図書館情報メディア研究科)
周曉麗、李暢、靳曼村、松縄正登

The Safeguarding of The Intangible Cultural Heritage
(Graduate School of Library, Information & Media Studies ,University of Tsukuba)
Zhou, Xiaoli;Li, Chang;Jin MAnchun;Matsunawa, Masato

先住民族文化・無形文化財・無形文化遺産保護条約

1. はじめに

現在、科学技術の進歩と社会・経済のグローバル化の進展に伴って、遠く離れた者同士でも様々な情報を受け取りあい、相互に影響を与え合っている。グローバル化により、人々は共通の尺度や認識を共有することができる。一方で、グローバル化により、文化の画一化が危惧されており、消滅の危機にさらされているものに無形文化遺産がある。

本研究は中でも特に、先住民族文化を中心に法的保護について検討する。

現在、国際的には、先住民族文化の法的保護については二つの見解がある。ひとつは現行の知的財産法制度を活用すべきというものである。もうひとつは、伝統的知識の保護に特化した制度を新たに形成すべきとするもの (sui generis 制度) である。どちらも、国際人権法と環境法 (無形文化遺産保護条約) の大きな枠組みの中に入る概念である。

そこで、本研究は、現行の知的財産権制度による原住民族文化の保護の妥当性を検討し、新たに特別な (sui generis) 権利 (特別の制度) による保護について各国の実態を検証し、その有効性と課題を分析することを目的とする。

2. 法律による原住民族文化の保護の現状

2.1 先住民族の概念

世界中でその存在が知られている代表的な先住民族 (indigenous peoples) は、北米大陸のインディアンやイヌイット、中南米の少数民族、西洋による植民地化以前よりオーストラリアやニュージーランドなどの太平洋地域で生活していた人々、日本のアイヌ、東南アジア大陸部および島嶼部の少数民族、北欧のサーミなどが挙げられる。

「先住民族」について、国連「差別防止およびマイノリティ保護のための小委員会」 (U.N. Sub-commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities) の特別報告者を務めたエクアドルの人権専門家 J. コーボ (Jose R. Martinez Cobo) は新たな定義を提案した。

すなわち、「先住民族 (indigenous communities, peoples and nations) とは、かれら自身の領域の上に築かれた侵略以前・植民地化以前の諸社会と歴史的な連続性を持ち、現在これらの領域あるいは領域の一部において優勢な社会の他の部分と自分たちとを異なるものとして認識する者である。かれらは現在、社会の中で非優勢的ノン・ドミナントな部分を形成しており、かれらの祖先の領域、そして民族 (peoples) としての連続した存在の基礎としての民族的アイデンティティ (特性) を、かれらの文化様式・社会制度・法制度に基づいて、存続・発展させ、未来の世代に対し継承しようと決意しているものである¹。」この定義については、国際的に議論がなされ、いまではほぼ定説となっている。

2.2 国際機関における先住民族文化の保護の経緯

国際労働機関(ILO)は、先住民族の権利を推進するために最初に行動を起こした国際機関であるが、同機関は「土民及び種族民条約」(第107号条約)を作成し、1957年に国連総会において採択された。同条約は、独立国における先住民などの保護及び同化を促進し、生活条件や労働条件の改善などを目的とするものである。

その後、いかなる国家又は社会組織も先住民の主張するアイデンティティを否定してはならないこと、また、国家は先住民の参加のもとに彼らの権利と全体性を確保する責任があるなどを趣旨とする「原住民及び種族民条約」(第169号条約)が1989年に同じく採択された。

国連人権委員会の下部機関である人権小委員会の「先住民に関する作業部会」(Working Group on Indigenous Populations)は、1985年から先住民族の権利に関する新しい国際基準づくりに取り掛かった。1993年に同作業部会での合意を得た後、人権小委員会を経て1995年より人権委員会で検討が積み重ねられた「先住民族の権利に関する国連宣言案」²は、2006年に人権委員会に代わり設置された人権理事会の場で採択され、同年の国連総会へ付託された。この宣言は2007年9月13日、同総会において一部修正の上採択された。

2.3 各国における原住民族文化の保護

2.3.1 憲法による保護

フィリピンの1987年憲法(The 1987 Constitution of the Philippines)の17章14条によると「政府は先住民族の文化、伝統と制度を尊重し、それを保存する義務を認める」としている。

タイの1997年憲法の46条(先住民の保護)によると「地域の先住民は法律の規定に基づき、地域および民族の善良な慣習、伝統的な知識、あるいは文芸を保護あるいは復興し、自然資源および環境の調和的かつ持続的な管理、保護および利用に参加する権利を有する」としている。

ブラジルの1998年憲法の231条によると「ネイティブアメリカンの社会組織、慣習、言語と伝統、及び占用土地の権利を認める」としている。

ベネズエラの1999年憲法の124条によると「原住民の知識、技術と革新的な集団知的財産を保護する」としている。

2.3.2 知的財産権法による保護

ア: 「ニーム」事件

インド原産のセンダン科の植物である「ニーム」をめぐる問題が挙げられる。ニームは、古代より、先住民の間において、ニームの葉が殺菌・防虫用の薬剤として、種子が皮膚病等の医薬品として利用されていたが、米国農務省と大手化学品会社が、1995年に、「ニームからの抽出物を利用した植物病原カビの制御方法」に関する欧州特許を共同取得し、インドのニーム関連製品の製造業者

1. U.N. Sub-commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities, Study of the Problem of Discrimination against Indigenous Populations, U.N. Doc. E/CN.4/Sub.2/1986/7/Add. 4, para. 379(1986).

2. <http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/en/drip.html>

に対し、特許権に関連した技術の買い取りを要求した。それに対し、非営利組織および市民団体が、「ニームに関する特許権の取得は、資源提供国による許可を得ない私有化、補償のない収集、流用及び不正行為、すなわち、バイオパイラシー（Biopiracy；生物資源の盗賊行為）に該当する」旨を主張した批判を展開した。その批判の根拠の一つとなったのが、1993年に世界168カ国により締結された生物多様性条約である。この条約は、生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用を主な目的として掲げているが、資源提供国である途上国の主張を受け入れる形で「自国の生物遺伝資源は、各国の主権に基づく権利に属する」ことが確認されている。なお、ニームに関する特許権は、1995年、インド政府が特許性を有していないことを理由とする特許無効審判を欧州特許庁に請求し、長期にわたる審判の結果、2005年に、欧州特許の特許無効が最終確定した³。同様の事例として、ターメリック（ウコン）やバスマティ米、カヴァ、ニームなどの事案がある。

イ：MILPURRURRU 事件

オーストラリアの MILPURRURRU 事件はアボリジナルアートの伝統的模様を描いた絵画が著作権者の許諾なしにカーペットの模様としてベトナムで複製がなされ、またオーストラリアに輸入された事例である。本件は損害賠償請求事件であり、著作権に基づく損害のほか、文化的な損害が認定されている⁴。同様に損害賠償が求められた事例として、Bulun Bulun 事件がある。

2.3.3 sui generis 制度（特別の制度）

sui generis システムが、保護される伝統的知識に対して付与する新たな権利について様々な形が提唱されている。伝統的資源の権利（traditional resources right⁵）、共同体の知的財産権（community intellectual rights⁶）等である。このような伝統的知識に適した新しい保護の制度である sui generis システムは、途上国を中心に、遺伝資源については30カ国以上⁷、伝統的知識については22カ国と3地域により採択・起草がなされている。

途上国の国内立法の例として、フィリピンの大統領令247号（1995年）及び先住民権法（1997年）、コスタリカの生物多様性法（1998年）、インドの生物多様性法（2000年）、先住民の文化的アイデンティティ及び伝統的知識の保護及び擁護のための集団的権利登録に関する特別制度（2000年）等が挙げられる。また、地域的な制度としては、アンデス共同体 Comunidad Andina（CAN）の決議486号知的財産についての共通制度（2000年）や、アフリカ統一機構 Organization of African Unity（OAU）のコミュニティ権利及び生物資源アクセス管理に関するモデル法（2000年）等が挙げられる⁸。

3. <http://www.neem.co.jp/neemoil.html>

4. Milpurrruru and Others v Indofum Pty Ltd and Others(1994)41 IPR 209.

5. 36 Supra note 28, at 95.

6. Id, at 97.

7. WIPO/GRIKF/IC/2/38 (2001) ¶ 51; WIPOGRIKF/IC/1/3 (2001) ¶ 72.

8. [http://www.21coe-win-cls.org/english/activity/pdf/2/101-110.pdf#search=sui generis システム](http://www.21coe-win-cls.org/english/activity/pdf/2/101-110.pdf#search=sui%20generis%20システム) 伝統的知識をめぐる問題の状況 青柳由香 105

9. DARREL POSEY&GRAHAM DUTFIELD, BEYOND INTELLECTUAL PROPERTY, 26(1996).

3. 知的財産権制度上の問題点

上記事件は先住民族などの文化が商業目的のために経済的に利用されている事実を示している。さらに、現存の知的財産権制度が先住民族知識の保護になじまないものであることが指摘されてきた⁹。

それは、先住民族の知識は世代を超えて、代々伝承され、コミュニティで集団的に共有されている特性を持ち、権利者や創作の時期が明らかでないなどが、現行の知的財産権制度上の各種の権利保護の要件を満たさないことである。

そして、現存の知的財産権制度が保護期間について明確に規定しているため、先住民族の知識が世代で伝承され、充実されている特性を持つことが、限定された保護期間の適用になじまないことがあげられる。

4. 考察

これらの問題を解決する策として、知的財産法制度の改正と独立立法の構築があげられる。これらはWIPOにおいても議論されている¹⁰。第一は、知的財産法制度の改正により、現行の知的財産権法を無形文化遺産の保護をも包含するように、内容を修正する方法である。例えば、1976年、WIPO（世界知的所有権機関）及びUNESCO（国連教育科学文化機関）の協力の下、途上国が国際条約に合致したかたちで、採択された「途上国のための著作権に関するチュニスモデル法」は現存する知的財産権法を修正し、新しくできた法制度である。

また、新たな独自立法は、名前の通り、現存の知的財産権法とは別に、単独の法律の形で存在するものである。例えば、「パナマ特別法」と「フィリピン先住民族権法」があげられる。利点は、保護対象を選択的に指定できるとともに、特別保護体制は知的財産権法とは別に、独立存在することで、現存の知的財産権の法効力と干渉する可能性が低くなることがあげられる。

5. 今後の課題

現行の知的財産法制の下で保護を図るか、sui generis制度を導入するかの問題について、さらに考察を加えていきたいと考えている。

【参考文献】

- (1) 李墨丝「非物质文化遗产保护国际法制研究」法律出版社、2010年11月
- (2) 李秀娜「非物质文化遗产的知识产权保护」法律出版社、2010年10月
- (3) 王鹤云 高绍安「中国非物质文化遗产保护法律机制研究」知识产权出版社、2009年08月
- (4) 劉錫誠 「非物質文化遺産:理論と実践」学苑出版社、2009年05月
- (5) 各国・地域における伝統的知識の保護制度に関する調査研究報告書 特許庁委託 平成20年度 産業財産権制度各国比較調査研究等事業
- (6) 高倉成男「知的財産法制と国際政策」有斐閣、2001年
- (7) 大澤麻衣子(2002)「生物多様性条約と知的財産権—環境と開発のリンクがもたらした弊害と課題」『国際問題』No. 513(2002年12月)

¹⁰:See Darrell Posey and Graham Dutfield, *Beyond Intellectual Property: Toward Traditional Resource Rights for Indigenous Peoples and Local Communities*, Ottawa, 1996, p. 110.